

## 令和 4 年 第 11 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 11 月 7 日（月） 午前 9 時 00 分～ 10 時 07 分
2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室
3. 出席委員（35 人）

1 番 木下善明 委員	3 番 外尾正則 委員	4 番 藤井啓二 委員
5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員	7 番 川崎勝巳 委員
8 番 淵上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員	10 番 川崎哲朗 委員
11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員	13 番 橋本重吉 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片淵秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	32 番 光武直広 委員
33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員
36 番 津田裕之 委員	37 番 片淵久司 委員	

4. 欠席委員（2 人）

2 番 溝口俊弘 委員	31 番 松尾利助 委員
-------------	--------------

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和 4 年 12 月 5 日（月）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係	川崎由香
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年11月第11回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、2番 溝口俊弘委員、31番 松尾利助委員から欠席の届け出があつております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、19番 森邦之委員、20番 有田勝也委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第213号 =

議長 初めに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第213号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第213号。権利の種類は、使用貸借権設定です。議案書1ページ。申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の設定です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第213号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第213号は申請どおり当委員

会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 214 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 214 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 214 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、①番大字東郷字一本松〇〇番及び②番〇〇番について、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

次に、③番〇〇番について、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

いずれも、土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 4 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、現在の宅地進入路では農業機械の出入りに支障をきたしているため、新たに宅地進入路を整備し、農業用機械置場、農業用資材置場、苗床として使用される申請です。

区長、生産組合長からも同意を得られており、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 214 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 214 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 215 号 =

議長 続きまして、議案番号第 215 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 215 号。議案書 2 ページ。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 11 月 4 日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は、造園業を営まれておられて、今回の転用は、造園業の資材置場、また職員等の駐車場、進入路として、整備をされる申請であります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者、耕作者からも同意を得られており、転用はやむを得ないと判断いたします。

以上です。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 215 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 215 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 216 号 =

議長 続きまして、議案番号第 216 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 216 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

11 月 4 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用につきましては、議案書のとおりで、道路からの乗り入れ部分といったことで、位置図○○番を見てもみますと、細長くなっておりませんが、そこが入り口ということで、その当時、無断転用されておりました。今回、5 条申請にあたり、ピシッとして整理をして、申請をしたいとのことでありました。

隣接地は申請人が所有する宅地に囲まれ、区長、生産組合長から同意を得られており、転用はやむを得ないと判断します。

私として、気づいたことは、もっと早くしてほしかったと思いますが、これは、結果論でありますので、しょうがないと思います。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

以上、説明を終わります。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 216 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 216 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 217 号＝

議長 続きまして、議案番号第 217 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 217 号。議案書 3 ページ。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、⑤番大字福富字西新地方〇〇番及び⑥番〇〇番の一部について、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

次に、③番〇〇番の一部及び⑥番〇〇番の一部について、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

次に、①番〇〇番及び④番〇〇番について、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

次に、②番〇〇番及び⑦番〇〇番について、農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

いずれも、土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7ページから8ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として10月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、9月に申請のあった隣接農地です。

農地法の申請をしないまま、昭和63年頃から、農業用倉庫、農業用機械倉庫、車庫、農業用機械置場、宅地の一部、宅地進入路として利用されております。

申請人も十分反省されており、申請地周辺の農地へも影響はなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

無断で転用されていることについては十分指導しております。

審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第217号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第217号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第218号＝

議長 続きまして、議案番号第218号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第218号。議案書4ページ。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、①番大字福富字郷司給捌〇〇番について、農地区分は、第1種農地。



農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

次に、④番〇〇番について、について、農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

次に、②番〇〇番及び③番〇〇番について、農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

次に、⑤番〇〇番及び⑥番〇〇番について、農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

いずれも、土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として10月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から農業用倉庫、農業用倉庫への進入路、農業用資材置場、井戸小屋として使用していた農地を、農業経営の規模拡大により、効率化を図るための整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第218号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 218 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 219 号 =

議長 続きまして、議案番号第 219 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 219 号。議案書 5 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として、10 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、電気工事会社の事業拡大に伴う貸事務所、貸車庫、貸駐車場、不足している自宅の拡張の整備の申請です。

区長、生産組合長、隣接農地の所有者、耕作者からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 219 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 219 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第 220 号 =

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 220 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 6 ページです。議案番号第 220 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 11 月 4 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、統合予定の中学校に必要なスクールバスや職員の駐車場を整備するための申請です。

申請地は宅地に囲まれており、区長、生産組合長、隣接する宅地の所有者からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。  
これは、町の事業として申請されたのでしょうか。  
それと、金額は町で決まっているものなのでしょうか。お願いします。

事務局長 令和 5 年ですかね。中学校の再編がございます。その絡みで、スクールバスを整備して、遠方の生徒等には、それを利用して登下校していただくというようなことになっています。そのためのスクールバスの駐車場並びに教職員も増員されるということですので、そういった職員駐車場等に整備される町の事業でございます。

また、売買価格につきましては、転用後の価格というところで、契約がなされる予定でございます。町の算定基準があるというところですね。10a 当たり〇〇万円の予定であります。

議長 ほかにありませんか。

○番 ○番の〇〇です。  
10a 当たり〇〇万というのは、田んぼではなくて、駐車場予定にしてからの値段ですか。農業用地として、反あたり〇〇万ということですか。教えてください。

事務局長 こういった第 5 条の転用の場合の取引というところでは、農地の価格ではなく、転用後の価格です。

○番 今、共乾を作っている所、前作った所と、10a 当たりではなくて、坪いくらに計算しなおして説明したほうが、売渡しになったのだなと思う。10a 当たりと言われたので、普通、10a 当たり〇〇万もする農地は、どこにあるかなと、単純な質問でした。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 220 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 220 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 221 号＝

議長 議案番号第 221 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 221 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として去る 10 月 31 日、譲受人の○○さん立ち合いの元、事務局と現地確認を行いました。

申請人は、建築業と農業を営んでおります。今回の申請は、申請地の奥にある 20a の農地を耕作するための進入路の整備申請です。

これまでは農地に行くための道がなかったために農地が荒れることが多く、隣接の農地耕作者からも苦情があり、これまで私も申請者に対して草刈等の指導を行って参りました。今回の申請により、農地への出入りも容易になることで、放棄地になりかけました農地は解消され、本来の農地として活用されることとなります。今回の進入路の申請につきましては、地元区長、生産組合長からも同意を得られていることから転用について承諾をいたしました。

なお、進入路の整備につきましては、1 年ほど前から整備をされていたようなので、今後は許可なく転用しないように指導いたしました。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 221 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 221 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 222 号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 222 号「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第222号の「農用地利用集積計画（11号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は6件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページの相対での設定が19件、5ページから8ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が41件、合わせて60件の計画が提出されており、賃借権設定が59件、使用貸借権設定が1件となっております。

区分の内訳として新規が31件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが13件ありました。再設定は29件でした。

今回の利用権の総面積は300,036㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので農地中間管理機構によるものが41件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、66件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。○番、○○委員については、退室をお願いします。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 222 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 222 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

○番、○○委員の入室を認めます。

議長 利用権設定について審議します。

これについても議事参与の制限がございます。

○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○です。

6 ページの番号 22 番、○新、公社、佐賀市、佐賀県農業公社の○○さんの新開の○○番の備考欄に、農地中間管理権の取得に伴う特例申請と書いてあったのですが、これは、どういう意味ですか。

事務局 こちらですが、農地中間管理機構の取得に伴う特例申請ということで、農地中間管理機構が、地権者から農地を借り受けたあと（農地中間管理機構の取得後）に、借り手に貸し付けるまでの間、機構が農地を保有されるというものになります。

こちらが、新規就農者の育成、トレーニングファームや新規参入者向けの、優良農地の事前確保など、離農者の農地の一時保有などによって担い手への農地の継承を円滑に進めることができることから、市町等の農業施策と連携し、一定の要件のもと、運用されるものになっております。

事務局長 新開地区で、園芸団地の整備事業が進んでおります。その関連のところで、まず、農地を中間で保有して、それから、入植、貸し出すというようなことです。

○番 ありがとうございます。農地集約の関連で、中間管理機構の役員の話で、この前県のほうの公社のほうに話を聞きに行って、要するに、役割を果たすために、中間管理機構という形で、公社が農地を取得することができるでしょと聞いたら、答弁が、非常に渋ったような言い方で、ないような言い方をして、今回、こういった形でできたから、どういうことかなと思って。前も1回、園芸団地の関係で、ちょっと話があったのを聞いていたのですが、要は、集約を進めて行くための中間管理機構の全権的な立場もあるのではという話もしましたが、一般的に、ここには、購入しませんという言い方をしたので、買ってはいたじゃないかと話しました。

今はそこまではやらないとのことだったので、要するに、行政を含めたところでの整備という形で整理して、行政の目的というか、単なる集約だけではなく、行政がある一定の目的を促進させるための、手段と考えといていいですか。

事務局長 はい。ありがとうございます。

あと、補足ですけど、今回は、利用権設定ということでの中間の保有ということになります。事業後も、園芸団地ができた場合にも、中間通しての利用権設定というところですね、事業がされるということですよ。

先ほど言われた売買での保有。所有権移転等には、まだ、佐賀県のほうは、踏み出しておられないというふうな感じでございます。

○番 わかります。ただ、なんのためにあるのかと言う話です。  
すみません、ありがとうございました。

議長 ほかにないですか。

○番 ○番の〇〇です。  
〇〇さんの話を聞いていて、みなさんからも少し話が出ましたが、中間管理機構は何をされるのかと。そこらへんが、私も中間管理機構は、こういったことをされて、何かいいことあったかなとか。要は、中間管理機構は、仕事作りじゃないかなと。もう少し、中間管理機構がなければだめだといいいのですが、中間管理機構、ただの上の天下りソフト作りのような感じで、事務局は、どう考えておられるかなと思って、何度、聞いても同じ答えでしょうけど。

事務局長 農地中間管理機構ですね。事務局は、農業公社でございますけれども、先ほど、〇〇のほうも、一部説明を致しましたように、集約とか、集積等の目的もございません。

たとえば、利用権設定する場合の事務等の振込みとか、そういった場合の短縮、また、円滑化事業では、手数料も一部取っておりますけれども、そこもなくすということもメリットではないかということで、国の事業として、白石町の農業委員会も、行政でございますので、進めていくというスタンスでよろしくお願いします。

○番 白石町と中間管理機構、この2つが、農業委員会ができるようになっているでしょう。他はできないから、中間管理機構がしていると、白石町の場合、中間管理機構に頼まなくても、みなさん、事務局のがんばる人たちばかりなので、十分できてきているので、いいのではないかなと思うので、私達、頑張りますと言ってもらえればよかったなと思って。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 222 号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 222 号(利用権設定)につ



いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 223 号 ～ 議案番号第 233 号＝

議長 続きまして 5. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 223 号から議案番号第 233 号まで、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。議案書 7 ページからでございます。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 223 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 224 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西分三号の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 225 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、馬田の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 226 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 227 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 228 号。議案書は 8 ページになります。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、住ノ江区の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 229 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、北区の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 230 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、25 ページから 27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 231 号。議案書は 9 ページになります。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、廻里津の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、28 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 232 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新通の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、29 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 233 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、京都府の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、30 ページをご覧ください。

以上、議案第 223 号から議案第 233 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせ

ん委員を2名指名すると定めてありますので、議案番号第223号から議案第233号まで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく願いします。

議長 議案番号第223号から議案番号第233号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしく願いします。

議長 議案番号第223号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第224号。

委員 ○番 ○○委員、築切を○番 ○○委員にお願いして、新拓は、わからないので、地元の○番 ○○委員にお願いしたいです。  
3人なのですが、よろしいでしょうか。

事務局長 はい、大丈夫です。

議長 議案番号第225号。

委員 ○番 ○○委員、場所が大字新拓ということで、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第226号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第227号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第228号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第229号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 230 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 231 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 232 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 233 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、繰り返します。

議案番号第 223 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 224 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員と新拓は○番 ○○委員。

議案番号第 225 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 226 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 227 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 228 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 229 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 230 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 231 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 232 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 233 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員、以上でお願いします。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、再度、読み上げたいと思います。議案番号第 223 号は○○、224 号は○○、議案番号第 225 号は○○、議案番号第 226 号は○○、227 号は○○、228 号は○○、229 号は○○、230 号は○○、231 号は○○、232 号は○○、233 号は○○。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(第12回農業委員会総会の日時及び場所)

1 日時・場所 …令和4年12月5日(月)9時00分 白石町役場 3階大会議室

2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時07分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員